

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内

令和6年11月



CONTENTS

◆下請取引適正化推進月間	2
◆2024年問題 相談窓口 開設しました	2
・2024年問題チェックポイント 労働時間・時間外労働の制限等	3
・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	5
◆年末の交通安全県民運動	6
◆「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」	6
◆安全宣言 200日 無事故無違反ラリー 5か月目に入りました	6
◆交通安全のぼり旗をお届けします	7
◆初任運転者指導教育 eラーニング（Web講習）ご案内	7
◆NR装置 速度制限装置 機能の一時的解除の取扱い	8
◆大型自動車の適切なタイヤ脱着・管理作業	8
◆11月はエコドライブ推進月間です	9
◆社会と共生、環境にやさしいトラック輸送 実施中	9
◆軽油価格調査 結果報告 令和6年9月	10
◆健康管理と安全運転	11
◆適正化実施機関に寄せられた苦情	11
◆ <u>運行管理者試験・受験申請のご案内</u>	12
◆運行管理者試験・対策講座(会員様限定勉強会)	12
◆運行管理者 基礎講習／一般講習のご案内 10月末現在 発表分	13
◆整備管理者 選任前研修／選任後研修のご案内 10月末現在 発表分	13
◆適正化事業巡回指導実施結果（令和6年7月～令和6年9月）	14
◆国土交通省 運輸功労表彰受賞者	15
◆県ト協助成金の執行状況と申請期限について	16
◆近代化融資制度の公募期間について	17
◆新規入会会員様のご紹介	17
◆会員様の所在地変更等	17
◆理事会および交付金運営委員会の開催報告	17
◆持続可能な経営を維持するため 県議会から国への意見書を提出	18



-

一般社団法人三重県トラック協会
<https://www.santokyo.or.jp>
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

◆ 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化の推進を図っています。

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行います。

令和6年度下請取引適正化推進
月間キャンペーン標語

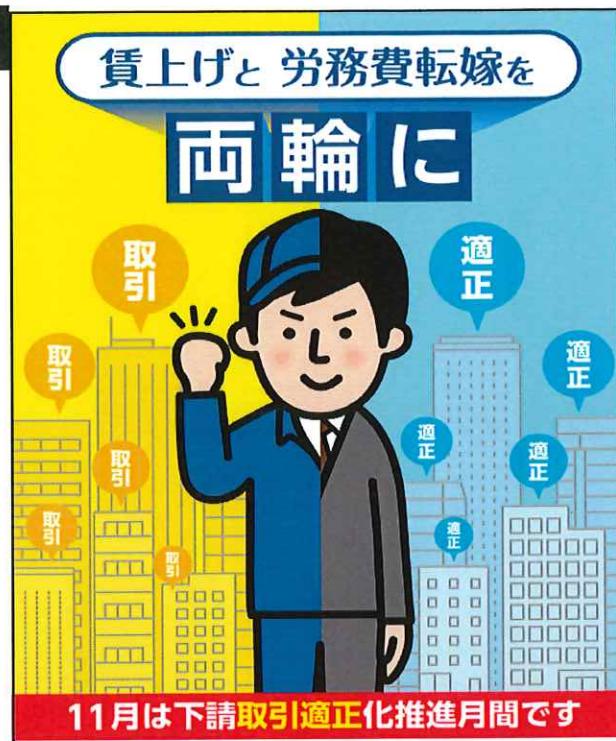
賃上げと労務費転嫁を両輪に

◆公正取引委員会(不当なしわ寄せに関する相談)

フリーダイヤル TEL0120-060-110

◆中小企業庁 事業環境部取引課

TEL03-3501-1511



◆ 2024年問題 相談窓口 開設しました

トラックドライバーの不足に対応するには、運転者の労働条件を改善する必要があります。

他産業並みの労働条件を確保し、労働者にとって魅力ある業界、職場づくりが必要です。

ドライバーの働き方改善から収入確保までを展望し、トラックを動かす人の確保が、今後の運送事業経営を持続させるために必要です。

このため、取引先の理解のもとでの業務改善・輸送効率向上・必要な収入確保が求められます。そのための取り組みが、取引先への標準的な運賃を活用した運賃交渉・荷待ち・待機時間の削減、附帯作業や高速道路についての料金収受であったり、各社がかかえる課題の解決となります。

また、トラックドライバーについては、新しい時間外労働の規制や労働条件の改善基準告示が適用され、働き方の改革と安全確保のため、既に新しい規制へと舵が切られました。

各社におかれましては、日々の輸送依頼に応えながらの荷主交渉が必要です。また、運行時間やルート見直し、運転者配置などの内部見直しが必要になる場合には、至急対応が必要です。

法規制について不明な点、荷主対応の状況、その他お困りやお悩みがございましたらお気軽にご相談ください。相談内容は守秘の上、会員の皆様からのご相談に真摯に対応いたします。また、必要な場合は、労務士・弁護士・トラック物流Gメンにお繋ぎいたします。



- ・ドライバーの雇用対策
- ・業務改善、効率化による生産性の向上
- ・デジタコを利用した労務管理
- ・運行時間管理と労働時間管理
- ・会社の労働環境整備
- ・経営者、管理者のマネジメント力の向上
- ・荷待ち時間等の削減や出荷時間等の見直し
- ・賃上げ、荷主交渉
- ・助成金活用
- など

ご相談・連絡先

津市栄町1丁目941

TEL 059-227-6767

三重県トラック協会 業務部

FAX 059-225-2095

◆ 2024年問題チェックポイントー労働時間

連載1

◇労働時間は労働基準法によって上限が定められています。

全ての従業員の 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた**労働時間**

1日 8時間
及び **1週40時間**

法律で定められた**休日**

**毎週少なくとも1回
休日が必要です**

これを超えるには
**36協定の締結・届出が
必要です。**

労使の合意に基づく所定の手続き
をとらなければ、これを延長する
ことはできません。

全ての従業員の時間外労働 運行管理者、事務、作業員はこれが適用されます

36協定(一般条項)が必要です

○時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間まで**

○臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合は下記となり **36協定(特別条項)**
が必要です

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計 「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」
「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」が全て1月当たり80時間以内
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月が限度

○上記違反には、罰則あり（6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金）

特別条項の有無に関わらず(※)1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、
月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内にしなければなりません。

(※)例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、
時間外労働=44時間、休日労働=56時間のように合計が月100時間以上になると違反です

*自動車運転の業務

上記の枠は除外となる

○特別条項付き36協定を締結する場合の、

時間外労働の年間上限は960時間

- ・時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満」「2~6ヶ月平均80時間以内」
とする規制は適用されません。・時間外労働が月45時間を超えることができるのは
年6ヶ月までとする規制も適用されません。

法律上の「時間外労働」とは労働基準法で定められた「法定労働時間」(1日8時間・1週40時間)を超える時間のことを指します。

例えば、始業時刻が9:00、休憩時間が12:00～13:00、終業時刻が17:30の会社であれば、所定労働時間は7:30となります。

この場合に、9:00に始業し18:00に終業した労働者については、いわゆる「残業」は30分になりますが、法律上の「時間外労働」は無しとなります。ただし残業手当の算定基準を「所定労働時間」、を超える時間とするか「法定労働時間」を超える時間とするかは、労使の定めによって決まります。

法律上、労働者に対して毎週少なくとも1回休日を与えなければならぬとされています。
「法定」休日とは、1週間につき1日の休日のことをいいます。

例えば、毎週土曜・日曜を所定休日そのうち日曜を法定休日と定めている事業場であれば、土曜日に労働した時間は「法定」休日には該当せず、日曜日に労働した時間が「法定」休日労働となります。

月曜～土曜までに労働した時間が40時間を超えていた場合には、超えた時間は「時間外労働」にカウントされるので注意が必要です。

労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください

時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるものであり、労使がこのことを十分意識した上で36協定を締結する必要があります。

使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います また、労働時間が長くなると過労死との関連性が強まります

■「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」において

★時間外労働時間が月45時間を超えて、長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとしています

★時間外労働時間が月100時間 又は 2～6ヶ月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患発症との関連性が強くなります

まとめ

①「1日」「1ヶ月」「1年」それぞれの時間外労働が36協定で定めた時間を超えないように。
②休日労働の回数・時間が36協定で定めた回数・時間を超えないように。

③特別条項の回数(36協定で定めた時間外労働が限度時間を超える回数)が

- ・残っていれば ⇒ 時間外労働の残時間数まで
- ・残っていないれば ⇒ 原則の上限時間(=限度時間)まで
(※時間外労働の残時間が限度時間以下なら残時間まで)

となるよう月の時間外労働を管理する。

④毎月の時間外労働と休日労働の合計が、100時間以上にならないように。

⑤月の時間外労働と休日労働の合計について、前2～5ヶ月の合計と合算して、月数(2～6)×80時間を超えないようにする。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合は、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

- ① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること。
- ② 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求めていても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

- 公正取引委員会ホームページ
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



- 説明動画

(公正取引委員会公式YouTubeチャンネル)

- <https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



◆ 年末の交通安全県民運動

年末の交通安全県民運動が 実施されます

一人一人に交通安全思想の普及・浸透をはかり、
交通ルールの遵守と正しい交通マナーを
習慣づけ交通事故の防止を徹底して下さい。

期間 12月1日(日)～10日(火)

年末は交通の流れ・量とも変化することに加え、
日没が早くなることから交通事故が多く発生します。
ご注意ください。

<チラシを同封しました>

年末の交通安全県民運動

令和6年12月1日(日)～12月10日(火)



◆「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」

夕暮れ時は交通事故が多発する時間帯です。
「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン」で、
歩行者や自転車等の早期発見と安全を
確保し、交通事故の抑止を図って下さい。

夕暮れ時、ちょっと早めの ライト・オン運動

☆期間 10月1日(火)～12月31日(火)

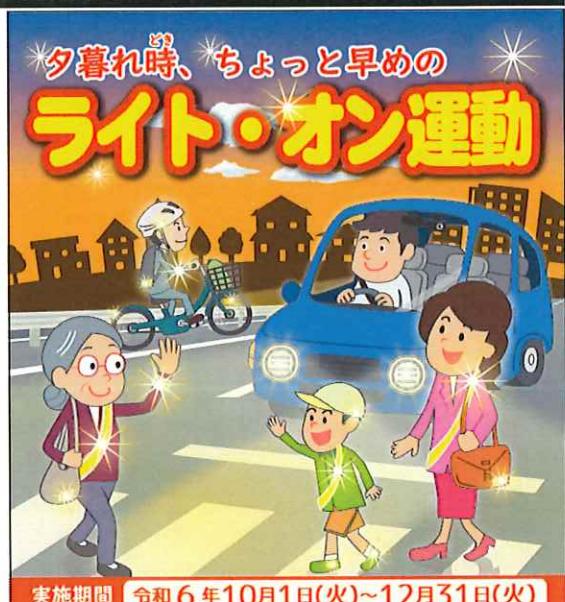
☆推進事項☆

自転車、オートバイ、自転車運転者

- ・夕暮れ時や天候に応じた早めのライト点灯

歩行者、自転車運転者

- ・反射材用品の着用推進
- ・LEDライトの活用



ライト点灯の目安時間

- ★10月1日から10月31日までの間 16時50分
- ★11月1日から11月30日までの間 16時20分
- ★12月1日から12月31日までの間 16時10分

◆ 安全宣言 200日 無事故無違反ラリー 5か月目に入りました

合計200日の 無事故 無違反 に挑戦中

安全宣言 200days

7/1～10/31 123日間

11/1～1/16 77日間

参加会員 158社

参加人数 3622名

チャレンジ123 + Plus 77

多数のエントリーありがとうございました

無事故/無違反 達成日は

トラッコカレンダーに ○ をつけ

来年1/16まで記録を残してください。

◆ 交通安全のぼり旗をお届けします

毎年、交通安全のぼり旗を会員様各社にお届けしています。
11月下旬～12月にかけて 会員様各社あてに順次発送予定です。

各社で一斉に掲出いただくことで、安全啓発としての効果も高まります。
到着の際はお受け取りいただき、営業所や車庫での掲出をお願いします。

◇お届け数

無料贈呈です

1 営業所あたり、旗2枚+ポール2本のセットでお届けします

県内に複数の営業所がある場合、各営業所への個別お届けではなく、
県内の営業所数分を一括で 会員名簿記載の住所にお届けします。

他の営業所へは 会員様にて 振分けていただきますようお願いします。

* 「巻き上がり防止パーツ」を添付しています

ポールにのぼりをセットする際、
「巻き上がり防止パーツ」(回転パーツ)に
のぼり最下部のタスキを挟み
風による巻き上がりを防いで下さい。

仕様により、
①のぼり旗と一緒にビニール袋に封入している場合と
②あらかじめポールにセットしてある場合があります。

*以前、のぼり旗 不要連絡をいただいた会員様には、
今回の発送を見合わせております。

ご利用いただける会員様で年明け1月になっても届
かない場合はお手数ですがご連絡をお願いします。
状況を確認させていただきます。

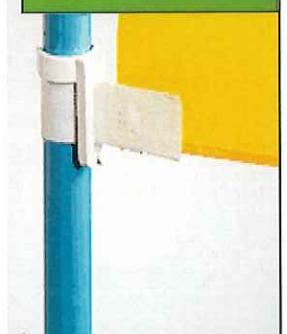
取り付け手順

- ①回転パーツを → 取付ける (はさむ)
- ②のぼりのタスキ → を引っかける
- ③風で巻き上がらない → よう スッパーを → 回転パーツの上に 取付ける (はさむ)

環境を守ろう ノーポイ宣言



三重県トラック協会



◆ 初任運転者指導教育 eラーニング (Web講習) ご案内

ご予約は インターネット受付です

eラーニングでの初任運転者教育です

ご予約受付中
受講無料

◇申込み 三重県トラック協会ホームページからの予約制です。 インターネット申込み

- ①三重県トラック協会ホームページ → 会員の皆様へ → 初任運転者指導教育にお進みください
- ②申込みフォームに直接入力してください *インターネットのお申込みで予約が確定します
うまくすすまない場合は、お電話でご案内しますのでお尋ね下さい。 059-227-6767
 - ・各期間で定員（5名）がございます。 お早めにお申し込み下さい。
 - ・定員に達した場合は **席数ボタン** の選択は出来なくなります。
 - ・受付締め切りは、受講開始日の3日前までです。
 - ・選択した5日間の日程内で、都合の良い時間に受講し、最後まで進んで下さい。
 - ・受講終了後、【修了証・指導教育記録簿】がメールで届きます。 テキストの印刷が可能です。

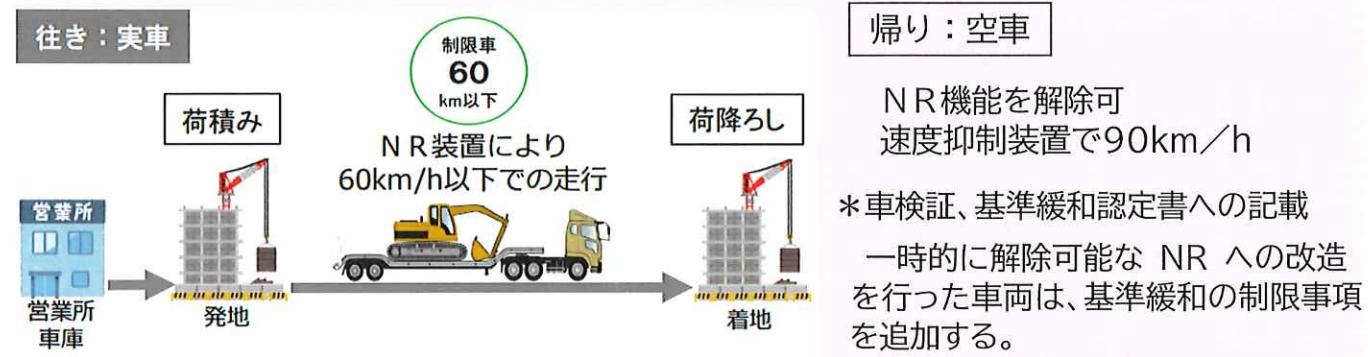
◇内容 ・初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間の講習です。

なお、追加で「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、12時間のeラーニング+実車指導3時間、合計15時間の指導として下さい。

◆ NR装置 速度制限装置 機能の一時的解除の取扱い

超重量のセミトレーラを牽引するトラクタに装着されるNR装置。牽引能力を高める一方で、空車時も60km/hに制限され、ドライバーの労働時間が長時間化することが課題とされ、輸送の効率化推進のため、空車時におけるNR機能の解除を、国土交通省に対し要望してきました。

トラック協会の要望を踏まえ、国交省より「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱い」において、牽引車のNRの機能を一時的に解除する場合の取扱いが示されましたのでお知らせします。



【制限事項】運転者自らNR機能を適切に作動させる必要がある

- ・ NR機能の解除は非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限る。
- ・ NR機能を解除して運行した場合は、乗務の記録（いわゆる「日報」）等に記録すること。

NR機能を解除できる車両型式は限られ、現在各メーカーにて対応準備中となっています。
使用過程車（一部）／新車受注車への後改造、改造費用は20～30万円を想定

*詳細確認 速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

<https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2024/10/20241015jta.pdf>

◆ 大型自動車の適切なタイヤ脱着・管理作業

トラックの車輪脱落は、大事故につながる大変危険なものです。

日頃から、適切なタイヤ脱着、正しい点検・整備を行いましょう。
作業手順を動画でご覧下さい。



劣化したホイール・ナットの使用・タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布

等が適切にされてなかつことで、車輪脱落事故が起きています。

整備管理者の責任のもと 日常点検を励行し、運行前に 左後輪のホイールナットに緩みがないことを「ホイールナットマーカー」「点検ハンマーの打音検査」により確認を行って下さい。

<適切なタイヤ脱着作業手順>



<適切なタイヤ保守管理作業手順>



◆ 11月はエコドライブ推進月間です

11月はエコドライブ推進強化月間!
エコドライブでめざそう
30%の燃料消費削減!!

走行は、発進、巡航、減速、停止の繰り返し
各モードでのエコドライブで約30%燃費が
削減できるといわれています。

①発進

おだやかなアクセルで
9.7%のエコ

燃料消費の約35%は、発進の際に使われます。
おだやかな発進で9.7%燃料消費が削減できます。

エコドライブ 10

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「eスタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、
加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

②巡航・減速

ゆったり運転 5.5%のエコ

燃料消費の約50%は、巡航・減速の際に使われます。一定速度の維持、急加速急減速を避けるだけで3.4%燃料消費を削減。さらに早めのアクセルオフで2.1%削減できます。

③停止 アイドリング

ストップで10.5%のエコ

燃料消費の約15%は、駐停車の際に使われます。アイドリングストップで10.5%の削減を行いましょう。特に、休憩中と荷物の積み卸しの際は、エンジンを止めてください。

・ゴミのポイ捨て対策も

道路をきれいに。安全で快適な場所に!!



各事業所においては、終業点呼の際にドライバーにひと声かけて
車内ゴミの不法投棄(ポイ捨て)防止に取り組みましょう。

・SDGsの取り組みとして

エコドライブの推進は事業活動の中でのSDGsのゴールにつながるもので、自社の取組みを再認識し取り組みを進めましょう。なお、三重県では「三重県SDGs推進パートナー登録制度」があります。右記を参照して下さい。 <https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/sdgspartner.htm>

◆ 社会と共生、環境にやさしいトラック輸送

実施中



参加事業所 45 社

取組期間：9月・10月・11月

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------------|----------|
| ①エコドライブの促進 | ④マナーアップ | ⑦輸送の効率化推進 | ⑨グリーン経営 |
| ②アイドリングストップ | ⑤トラックの日清掃活動 | ⑧廃棄物 適正処理とリサイクル | ⑩SDGsの推進 |
| ③騒音の低減 | ⑥環境対応車の導入 | | ⑪その他 |

◆ 軽油価格調査 結果報告

令和6年9月

購入方法	支部	件数	最高	平均	最低
ローリー買い	桑員	7 件	113.40	111.73	109.40
	北勢	16 件	145.00	115.87	110.10
	鈴鹿	15 件	112.90	111.10	109.80
	津	12 件	115.00	112.66	110.60
	松阪	5 件	133.00	116.32	110.00
	南勢	1 件	111.50	111.50	111.50
	伊賀	6 件	114.80	113.38	112.00
	紀北	6 件	141.10	121.32	112.10
	南紀	2 件	114.50	114.30	114.10
	スタンド買い	15 件	148.00	127.23	115.00
カート買い	桑員	2 件	125.50	123.25	121.00
	鈴鹿	2 件	136.00	125.50	115.00
	津	4 件	136.00	125.43	118.30
	松阪	1 件	116.20	116.20	116.20
	伊賀	3 件	119.40	119.40	119.40
	紀北	3 件	148.00	144.93	143.00
	全 品	118 件	156.80	124.67	98.40
全 品		203 件	156.80	121.20	98.40

<ローリー買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	6件	136.80	116.13	109.40
出光昭和シェル	27件	144.30	113.41	109.80
キガナス	3件	113.80	112.47	111.60
コスモ	17件	145.00	114.25	110.60
その他	17件	141.10	114.46	110.00
計	70件			

9月購入分の

軽油価格

軽油引取税
32.1円を
含んだ価格を調査

(消費税は含みません)

<スタンド買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	6件	143.00	127.65	118.30
出光昭和シェル	3件	148.00	137.07	119.40
コスモ	3件	123.70	119.37	115.00
その他	3件	136.00	124.40	116.20
計	15件			

<カート買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	39件	156.80	126.36	114.70
出光昭和シェル	13件	147.00	123.87	115.20
キガナス	2件	132.91	127.36	121.80
コスモ	15件	145.00	125.57	115.20
その他	49件	146.50	123.16	98.40
計	118件			

<その他買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	4件	137.00	124.93	112.20
出光昭和シェル	1件	137.00	137.00	137.00
コスモ	2件	141.50	127.30	113.10
その他	8件	158.00	126.03	116.00
計	15件			

◆ 健康管理と安全運転

健康診断結果を軽視する危険

定期健康診断で精密検査の指示が！

定期健康診断の結果「不整脈」「高血圧」「血糖値が高い」などの所見が出て、精密検査を指示されることがあります。

多くの運転者は結果を軽視して、精密検査を受けないようですが、専門医を受診すると有益な助言を得られます。



健康診断の結果を軽くみない！

忙しいからなどと言って検査を先延ばしにしていると、病気が進行して手遅れになることもあります。

自覚症状が軽いからと甘く考えないで、積極的に医師に相談

Risk 1

自覚症状がないと油断する危険

激しい痛みなどがない場合、人は病気を自覚しないものです。しかし、たとえば心臓病などの場合は、自覚症状が出た時には生死にかかる危険もありますので、きちんとした検査をすることが大切です。

Risk 2

運転のヒヤリ・ハットが危険

運転中はヒヤリ・ハットすることが少なくありませんが、こうした体験は心身に大きなストレスを与えます。交通事故を目撃しただけで、血圧や心拍数が急激に上昇し、長い時間、その値が下がらないという調査結果もあります。

◎ 体調不良事故を防ぐセルフ管理ポイント

① 専門医に相談！

精密検査を受けるとともに、自分がどんな運転業務をしているかを医師に伝えることが大切です。業務にあった処方をしてもらうことで安心できます。

② 自己検脈も可能

不整脈などが気になる人は専門医を受診すれば、自分で検脈する方法なども教えてもらえます。医師の話を聞き、過労や睡眠不足の危険を自覚してください。 シンク出版「健康管理と安全運転」より

◆ 適正化実施機関に寄せられた 苦情

・ 苦情件数 令和6年度 7月～9月 **13件** (内訳 危険運転 8件 宅配関係 2件 その他 3件)

【危険運転 寄せられた苦情内容】 安全運転指導をお願いします

【電話】 名阪国道を上野から奈良方面へ走行中に三重ナンバーのトラックが速度超過で走行し、あおり運転も行い、危険運転をしていた。

【電話】 名古屋方面に向けて走行中に、3車線の中央を走行していたトラックが走行車線に進路を変更し煽り運転された。

【電話】 国道1号から23号に合流(名古屋向き)するところで無理な割り込みをされた。減速をした為、事故を回避出来た。

【電話】 名阪国道の奈良県天理から奈良県針あたりの上り線を走行中、Gマーク事業者の車両に後方に付かれ、車間距離がない状態で追走された。前方の車両が急ブレーキをかけた時、後方からの追突が避けられない状態であったので、恐怖を感じた。

令和6年度 第2回 運行管理者試験

受験申請期間 令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)

試験日 令和7年2月15日(土)～3月16日(日)

上記の日程の中で 試験会場と試験日を選択します

試験方法 各地に設けられたテストセンターにてパソコンでの受験です(CBT試験)

申請方法 インターネット申請 (書面での申請はできません)

「パソコン又はスマートフォン」「メールアドレス」が必要です。(従来型の携帯電話は不可)
必要な書類のスキャナ画像 または デジカメやスマホで撮影した画像のアップロード
による申請となります。

・申請の審査終了後、受験会場の予約や受験手数料の支払いを行なうためのCBT専用
サイトがメールで案内されますので、受験のための予約手続をすすめてください。

受験手数料 6,000円(非課税)と①または②の手数料(システム利用料)が必要です。
①新規受験申請 660円 ②再受験申請 860円

受験資格 受験資格は下記の①か②どちらかです。

- ①「運行の管理に関し、1年以上の実務経験の証明」が必要です。
②平成7年4月1日以降の運行管理者「基礎講習修了証書」が必要です。

ご注意 → 平成27年1月以降の基礎講習は、貨物の基礎講習に限ります。
基礎講習修了予定の方は、令和7年2月5日迄に修了した方

詳細は、**運行管理者試験センター ホームページ**をご確認ください。
<https://www.unkan.or.jp/>

◆ 運行管理者試験・対策講座 (会員様限定勉強会)

運行管理者試験の受験対策勉強会です。受験にしっかり備えるための会員様限定講座です。
同封の別紙ご案内にてお申し込みください。講座はヤマト・スタッフ・サプライ(株)が担当します。

A 四日市	B 津
令和7年1月11日(土) 9:00～18:00 三重県トラック協会(四日市) 北部輸送サービスセンター 四日市市新正4丁目8-8 TEL 059-353-4522	令和7年1月26日(日) 9:00～18:00 三重県トラック協会 (津)研修センター 津市桜橋3丁目53-11 TEL 059-269-5130

・受講料 5,000円(当日受付にて現金でお支払い下さい。)

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

10月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たすための基礎講習です

運行管理者基礎講習

自動車事故対策機構

11/20(水)～22(金) 四日市 北部輸送サービスセンター**11/27(水)～29(金)** 津 メッセウイングみえ**12/18(水)～20(金)** 四日市 北部輸送サービスセンター

上野自動車学校

11/26(火)～28(木) 伊賀 上野自動車学校

ヤマト・スタッフサプライ(株)

11/13(水)～15(金) 四日市 北部輸送サービスセンター**1/23(木)～25(土)** 松阪 松阪輸送サービスセンター**2/13(木)～15(土)** 津 トラック協会研修センター

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

10月末現在発表分

一般講習の ① 運行管理者に新たに選任された方

受講対象 ② 運行管理者として選任されている方は、2年度に1度受講下さい。

・ 前年度受講対象では無かった方

・ 前年度受講できなかった運行管理者の方

運行管理者一般講習

自動車事故対策機構

11/13(水) 熊野 熊野市民会館**11/26(火)** 津 メッセウイングみえ**12/ 3(火)** 津 メッセウイングみえ**12/ 4(水)** 津 メッセウイングみえ**2/21(金)** 四日市 北部輸送サービスセンター

上野自動車学校

11/22(金) 伊賀 上野自動車学校

ヤマト・スタッフサプライ(株)

12/ 7(土) 津 トラック協会研修センター**12/22(日)** 伊勢 伊勢トピア**1/19(日)** 伊賀 伊賀輸送サービスセンター**2/22(土)** 津 トラック協会研修センター**3/19(水)** 四日市 北部輸送サービスセンター**3/29(土)** 松阪 松阪輸送サービスセンター

自動車事故対策機構 申込み

ホームページ

→ 講習のご予約からお申込み

TEL 059-350-5188

FAX 059-350-5189

上野自動車学校 申込み

ホームページ

適性診断/運行管理者講習等指導

講習(貨物)から受講申込書入手

TEL 0595-21-1000

ヤマト・スタッフ・サプライ 申込み

ホームページ

講習のご予約からお申込み

TEL 052-228-9770

FAX 052-228-9780

◆ 整備管理者 選任前/選任後研修のご案内

10月末現在 発表分

◇選任前研修は、整備士資格を持っていない方が、2年以上の自動車の点検・整備又は実務経験により整備管理者になる場合に必要です。

整管 選任前	受付期間	開催場所
12/6(金)	11/11～11/22	メッセウイング・みえ
3/10(月)	2/25～3/4	北部輸送サービスセンター

◇選任後研修は、整備管理者に選任されている方が
2年度に1回受講する必要のある研修です。

整管 選任後	受付期間	開催場所
12/11(水)	11/25～12/6	北部輸送サービスセンター
2/10(月)	1/20～1/31	北部輸送サービスセンター
2/20(木)	2/12～2/18	三重県総合文化センター

申込み

三重運輸支局のホームページ
「トピックス」「令和6年度
【整備管理者】選任前／選任
後研修開催のお知らせ」
「申込用エクセルファイル」から
受講申込書をダウンロード

電子メール でお申込み

cbt-mie-seikanmae@ki.
mlit.go.jp

(※受付期間にご注意)

三重運輸支局 整備(保安)担当
TEL 059-234-8411



適正化事業巡回指導実施結果 (令和6年7月～令和6年9月)

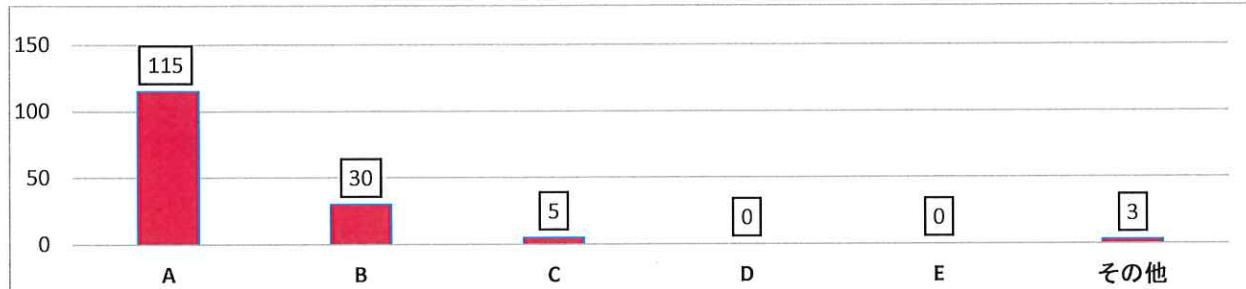
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回実施件数

支部名	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	会員外	合計
通常巡回指導	16	32	19	19	17	16	16	3	2	9	149
新規巡回指導	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3
特別巡回指導	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	16	33	21	19	17	16	16	3	2	10	153

*巡回案内は巡回計画のものと運輸支局長名で送付されます。キャンセルが度重なると支局監査となる可能性があります。

2. 総合評価 38項目の「適」と「否」判断を行い「A～E」と「その他」で評価を行っています。



A…90%以上 B…80%以上90%未満 C…70%以上80%未満
D…60%以上70%未満 E…60%未満 その他…指導項目26項目以下

以下の①～⑨は重点項目です。「否」となった場合は、総合評価が1ランク下がります。

- ①「運行管理者の選任・届出」
- ②「過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間、休憩時間・睡眠時間の管理」
- ③「点呼の実施・記録・保存」
- ④「輸送の安全確保に必要な指導監督」
- ⑤「特定運転者の特別な指導」
- ⑥「特定運転者の適性診断」
- ⑦「整備管理者の選任・届出」
- ⑧「点検・整備を行い点検整備記録簿を保存」
- ⑨「健康診断の実施・記録・保存」

3. 改善要請が多い項目

順位	改善要請事項	確認件数	否の件数	割合
①	特定の運転者に対して適性診断を実施しているか	97	14	14.4%
②	特定の運転者に対して特別指導を実施しているか	85	10	11.8%
③	点呼の実施及び記録を保存しているか	153	13	8.5%
④	整備管理者の講習を受講しているか	149	9	6.0%
⑤	運輸安全マネジメントを実施しているか	152	9	5.9%
⑥	運行管理者の講習を受講しているか	149	8	5.4%
⑦	乗務員に対する指導教育を実施しているか	152	6	3.9%
⑧	勤務時間、乗務時間を定め、休憩時間、睡眠時間が適正に管理されているか	153	5	3.3%
⑨	健康診断を実施し記録を保存しているか	152	4	2.6%
⑩	運転者台帳が適正に記入され保存しているか	152	4	2.6%

*特定の運転者とは、初任者(1年以内に雇入れた者)、高齢者(65歳以上の者)、事故惹起者です。

1項目でも「否」を指摘させていただいた事業者様には改善をお願いしています。

改善項目については3ヵ月の期間を設け、改善報告書と状況が判る書類の提出をお願いします。

なお、改善報告書をご提出いただけない事業者様は、運輸支局に報告を行う必要があります。

◆ 国土交通省 運輸功労表彰受賞者

自動車運送事業の振興と業界発展に寄与した功績により下記の方々が表彰されました

(表彰種類毎に社名五十音順・敬称略)

～ご受賞 おめでとうございます～

◆ 国土交通大臣表彰 R6.10.23 於:国土交通省

【事業役員】	川北 正美 様	中日本陸運(株)
【運転者】	林 元治 様	センコー(株)
	正 篤志 様	北進運輸(株)

◆ 中部運輸局長表彰 R6.10.10 於:名古屋市公会堂

【団体役員】	天白 拓治 様	大王運輸(株)
【事業役員】	金澤 満彦 様	(株)金澤物流サービス
	伊藤 欣靖 様	(株)益生小型運送
【運転者】	小関 賢一 様	(有)東経運輸
【従事者】	池田 秀和 様	長野第一物流(株)

◆ 三重運輸支局長表彰 R6.10.16 於:三重県男女共同参画センター

【事業役員】	菅内 章夫 様	久居運送(株)
	松本 守 様	(株)マルマツ運送
	山口 英樹 様	(株)山博運送
【運転者】	赤塚 浩 様	(株)小林運輸

◆ 三重運輸支局優良事業者表彰 R6.10.16 於:三重県男女共同参画センター

～安全及び防災対策への貢献～

<安 全 性 優 良 事 業 所 (G マ ー ク)>

(株)暁興産	本社営業所	トヨタ輸送(株)	いなべ営業所
川越運送(株)	本社営業所	棕本運送(有)	本社営業所
近物レックス(株)	伊賀支店	(株)むつみ運輸	本社営業所
近物レックス(株)	尾鷲営業所	菱化ロジテック(株)	中部支店
新成運輸(株)	本社営業所		

◆ 中部運輸局優良事業者表彰 R6.10.24 於:中部運輸局

<安 全 性 優 良 事 業 所 (G マ ー ク)>

(株)高伸サービス	本社営業所	東電運輸(株)	本社営業所
中央ガスサービス(株)	東海営業所	三重執鬼(株)	本社営業所



R6.10.16 支局長表彰式の様子

◆ 県ト協助成金の執行状況と申請期限について

【トラック協会の助成金 申請期限】

助成申請の起算日から 3ヶ月以内 です

※起算日(支払日・車検証等の日付)

[注意 R6年4月～7月分の申請は受付を終了しています
R6年8月以降のものは3ヶ月以内に申請して下さい]

- ※ 起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。
- ※ 郵送提出 ⇒ 期限日の消印有効です。但し期限日が土日・祝日の場合は、翌日まで受付をします。
持参提出 ⇒ 期限日が、土日・祝日などトラック協会の休業日の場合は、翌営業日まで受付をします。
- ※ 最終締め切り日はR7/3/31です。但し、予算に達した時点で、受付は終了となります。
- ※ 期限内に申請いただけないと受付できません。詳細はHPをご覧下さい。

【参考】 10月31日時点

集計の都度更新しておりますが、実際の受付状況とは異なる場合がございます。
装置等の購入前には、必ずお電話等で助成事業の進捗状況を確認して下さい。

	助成名	上限額	実績額	予算額	実施率	残額
環境対策	低公害車(ハイブリッド/CNG(改造含む)		0	16,200,000	42%	9,343,000
	環境対応型規制適合車	8万	4,880,000			
	蓄熱マット・電気毛布	5千	20,000			
	クーラー・ヒーター	6万	1,957,000			
交通対策	EMS機器(デジタコ)	3万	12,150,000	59,600,000	35%	38,717,000
	安全装置(バックカメラ等)	3万	7,758,000			
	点呼支援機器(自動・遠隔)	15万/7万5千	975,000			
	睡眠時無呼吸症候群(SAS)	3,800	973,500	27,500,000	54%	12,569,500
	脳ドック・心臓ドック検査	1万	930,000			
	健康診断	3千	13,027,000			
融資・資格	信用保証料	40万	950,000	40,400,000	46%	21,916,200
	運転資金等一部利子補給	40万	7,698,000			
	上位運転免許取得(大型・中型免許等)	8万/5万等	8,852,000			
	安全衛生法等関係資格取得(リガ・玉掛け等)	5千	493,800			
	ISO14001,9001,39001	5万	250,000			
	グリーン経営	3万	180,000			
	働きやすい職場認証制度	3万/2万	60,000			

◆ 近代化融資制度の公募期間について

令和6年度 **近代化融資最終公募** の日程は下記の通りです。

※自己資金で購入代金を支払い済みの場合は対象になりません。

申請〆切日 令和7年1月8日(水) 推薦決定日 令和7年1月15日(水)

詳細につきましては【ホームページ】をご覧下さい。

三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767

◆ 新規入会会員様のご紹介

会員名	(株)プロモイヤル	TEL	059-396-4825
代表者名	増井 洋介	FAX	059-396-4825
支 部	北勢支部	規 模	車両5両、従業員5名
所 在 地	〒510-1311 三重郡菰野町大字永井3067-86		
会員名	(株)NIIカンパニー	TEL	0598-58-3079
代表者名	中村 宜之	FAX	0598-58-3079
支 部	松阪支部	規 模	車両5両、従業員6名
所 在 地	〒515-0824 松阪市平成町27-3		

◆ 会員様の所在地変更等

北勢支部	旭運輸(有)	退会
"	(有)田仲商事	FAX/0567-55-7488
"	中部海運(株)	住所/〒510-0011 四日市市霞2丁目5番地 TEL/059-325-6687 FAX/059-361-0510
鈴鹿支部	松下運輸(株)	代表者/松下 尚美
津支部	富船運輸(株)	代表者/踊瀬 幸次

◆ 理事会および交付金運営委員会の開催報告

・一般社団法人三重県トラック協会 理事会 及び 交付金運営委員会 が開催されました。

日時 令和6年10月18日(金)14:00～ 出席:理事21名／25名中、監事1名、
オブザーバー:青年部会1名 女性部会2名

・議長となる小林会長は、理事会出席者への御礼と下記の挨拶を行ったのち議案の審議に入った。

燃料価格の高騰やドライバーの時間外労働の上限規制への対応から、事業運営は更に厳しさを増しており、更には、トラック業界の人材不足についても益々顕著化していくものと思われる。先般、各政党との懇談会の場にて、次年度の税制改正要望や2024年問題への対応策や、燃料費補助等の支援について、強く要望を行った。また、国に対しても三重県から“燃料補助制度の延長”並びに“物価上昇分に対する運賃への価格転嫁や労働環境改善のための荷主への働きかけ”など支援策の実施について、請願頂くよう、三重県議会各会派に強く要請したことを申し添える。本会のスムーズな議事進行にご協力をお願いしたいと、開会の挨拶をおこなった。

【 トラック協会関係 】	・報告事項	(3)トラックの日報告 (4)会長専務の職務 (2)近代化融資の推薦 (3)各委員会報告
(1)運輸局長・支局長表彰 受賞予定者	執行状況 (5)新規入会会員	(4)物流セミナー開催 (5)2024問題対応
(2)「物流クライシス2024-II」	・議事 (1)助成金の進捗状況	(6)防災訓練参加と災害物流専門家研修

(7) トラックフェスタ	(8) その他	(2) 事業所への出張講習	(5) 三重県産業安全衛生大会
【陸災防関係】		(3) テールゲートリフター講習	(6) 全国フォークリフト運転競技大会
(1) 各分会での事故防止セミナー		(4) トラ協共催の安全マネジメント研修	(7) 労働災害発生状況

- ・議事内容の説明と理事の意見発言の後、トラック協会、陸災防とも議案全てが承認されました。
- ・特記報告事項は下記のとおりです。

<適正化事業調査員> 今年度、事業者または荷主からの苦情を処理する2名の適正化事業調査員が選任された。 調査員は取引に係る違反行為の調査を行い、トラックGメンと連携を図り違反行為の追及をしていく。 巡回指導の際に荷主に対する意見など情報を頂き、それを基に立ち入り調査を行うよう要請していく。

<リフト講習費用の助成> 従来、安全衛生法関係資格取得制度においてリフト講習料の助成を行ってきたが、リフト受講料の見直し検討にあたり、リフト講習の助成に限った陸災防主体の会員対象助成制度を検討する。

◆持続可能な経営を維持するため 県議会から国への意見書を提出

三重県トラック協会が、三重県議会に提出しました請願書が同県議会で採択され、国に対し意見書が提出されました。 引き続き、業界の窮状を訴えるべく、要望活動をすすめて参ります。

- ・三重県議会から発出された意見書

トラック運送事業者の持続可能な経営を維持するため 国に更なる役割を求める意見書

トラック運送事業者は、国民生活及び経済活動を支える社会的インフラである物流の担い手として、重要な役割をはたしている。

一方、生産年齢人口の減少、本年4月からの時間外労働の上限規制への対応等による慢性的な労働力不足から、生産性の向上及び労働環境の改善への取組が急務となっている。

また、急激な円安の進行及び燃料油価格の高騰が続いており、国ではその影響を受ける家庭、企業等の負担を軽減するため、燃料油価格激変緩和対策事業を実施しており、度重なる延長をかけているものの、年内に終了が予定されていることから、更なる物流コストの増加が懸念される。しかしながら多くのトラック運送事業者は、荷主企業に対する交渉力が弱く、コストに見合った適正な運賃及び料金が收受できておらず、事業存続の岐路に立たされている。

こうした中、国では令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」をまとめ、本年3月に貨物自車運送事業法に基づく標準的運賃を改定し、荷主企業への周知を行うなど、国を挙げて適正価格への転嫁の取り組みが進められているものの、荷主企業等の理解がすすんでおらず、対応が遅れている状況である。

よって、本県議会は、国に対し、トラック運送事業者の持続可能な経営を維持できるよう、下記の措置を強く求める。

1. 燃料油価格激変緩和対策事業の更なる延長を行い、燃料油価格の高騰に対する支援を継続すること。
2. 標準的運賃に基づく適正な運賃及び料金の收受の確保に向け、価格転嫁が進むよう、荷主企業等に対して更なる働きかけを行うこと。
3. 長時間の荷待ち及びトラックドライバーに過度の負担を生じさせる労働を強要するような違反行為の疑いのある荷主に対し、働きかけを行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月18日

三重県議会議長 稲垣昭義

意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務・厚労・経済産業・国交 各大臣及び公取委員長